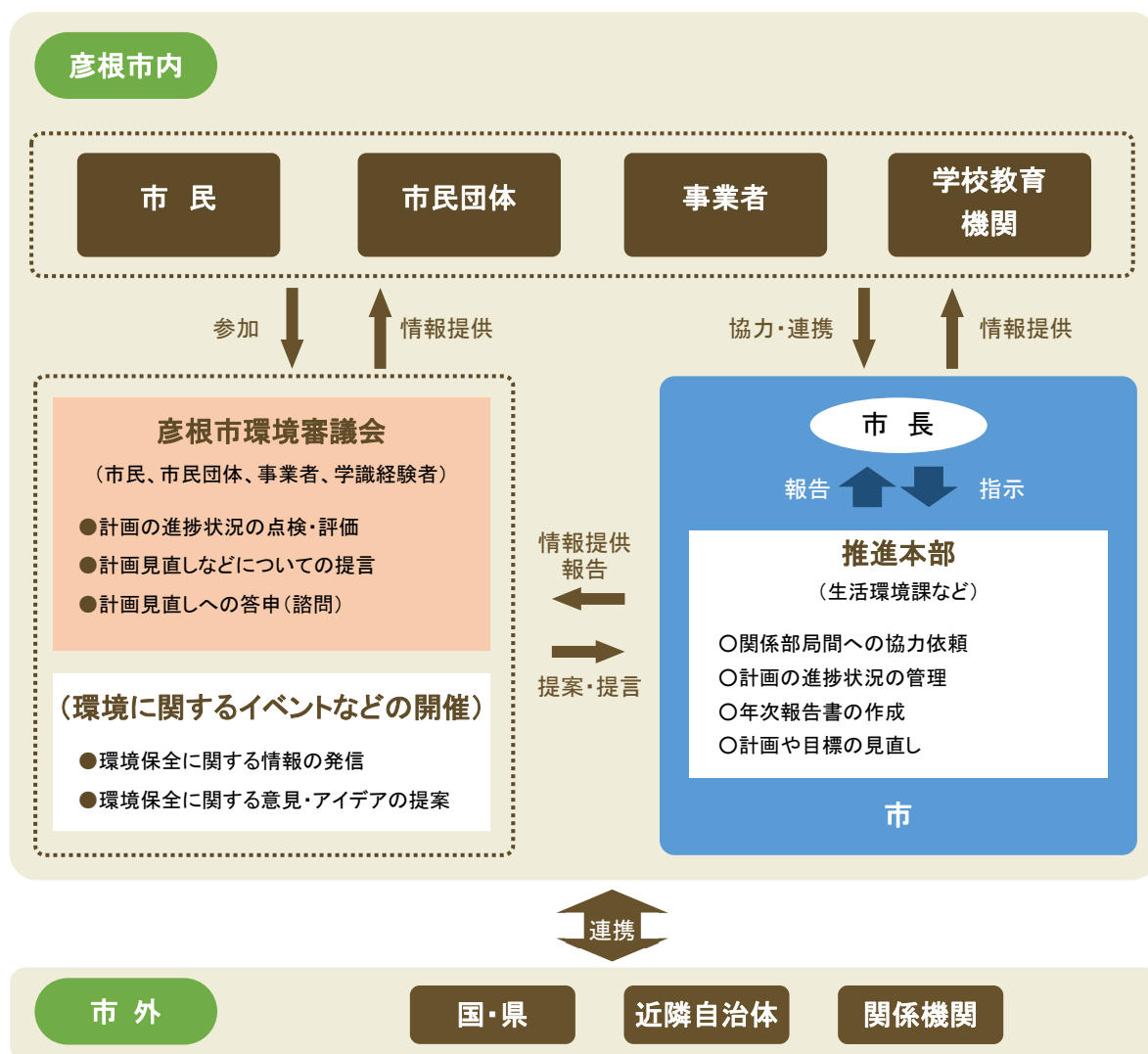


第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・市民団体、事業者、市の協働のもと取組を進める必要があります。このため、以下のような推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら、計画の効果的な推進を図ります。



●彦根市環境審議会

彦根市環境基本条例に基づく市の付属機関で、市民、市民団体、事業者、学識経験者により委員 20 人以内で構成されます。

本計画の進捗状況や計画の見直しについて、市長からの諮問に応じ、調査・審議を行い答申します。

2 進行管理

●進行管理の基本的な考え方

本計画に示す環境保全施策や重点行動の実行性を確保するには、進捗状況の定期的な点検・評価や必要に応じて見直すことが重要です。

このため、本計画では PDCA サイクルを基本として取組の実効性を確保します。

■計画(Plan)

環境に関する社会情勢や上位計画などと整合を図るため、5 年後を目途に必要な応じ見直しを行います。

■実践(Do)

本計画に基づき、各主体が具体的な取組を実行します。

■点検・評価(Check)

毎年、重点行動および主な計画関連事業や指標の進捗状況を把握し、計画の達成状況を評価します。

■見直し(Action)

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させます。



●年次報告書の作成

彦根市環境基本条例では、本市の環境の状況と環境に関して実施した施策などについて、毎年、報告書を作成することが定められています。

このため、計画の進捗状況を「彦根市の環境(環境の状況に関する年次報告書)」として取りまとめ、ホームページで公表するとともに、彦根市環境審議会に報告します。